

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	2-1
許認可等の種類	特定医療費の支給認定			
根拠法令条例等・条項	難病の患者に対する医療等に関する法律第7条			
許認可等の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する特定医療費の給付を受けるための申請に基づく認定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定等において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・難病の患者に対する医療等に関する法第7条第1項 都道府県は、前条第1項の申請に係る指定難病の患者が、次の各号のいずれかに該当する場合であって特定医療を受ける必要があるときは、支給認定を行うものとする。 一 その病状の程度が厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて定める程度であるとき。 二 その治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当するとき。</p> <p>・難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第2条 法第7条第1項第2号の政令で定める基準は、同一の月に受けた指定難病に係る医療につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該医療に要した費用の額が33,330円を超えた月数が当該支給認定の申請を行った日の属する月以前の12月以内に既に3月以上あるものであること又はこれに準ずるものとして厚生労働大臣が定めるものであることとする。</p> <p>・「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」(平成26年11月12日付け健発112第1号厚生労働省健康局長通知) (それぞれの疾病について診断基準と重症度分類を規定)</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(医療機関等に追加の情報を照会する場合があります、相手方の対応状況に依るため設定が困難)			
期間の制定根拠	—			